

令和8年1月6日

一般社団法人山口県労働基準協会 会長 殿

山口労働局労働基準部健康安全課長

剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（一部改正）

平素より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、橋梁等の塗料を剥がす作業における剥離剤中毒等による労働災害防止については、令和2年8月17日付け基安化発0817第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」及び「剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項」により示しているところですが、技術動向等を踏まえ、別添のとおり改正されましたのでお知らせします。

また、貴団体におかれましては、傘下会員事業場等への周知に御協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

